

令和3年度
第12回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年3月11日開会

高松市農業委員会

令和3年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年3月11日（金）午後2時開会

開催場所 高松市危機管理センター5階 502会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定に
よる開発計画に対する意見について
- 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第14号 農用地利用配分計画（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第12回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は24人中20人で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、高砂委員、藤澤委員、河野委員、神内委員の4名です。

日程に入るに先立ちまして、ご承知のように、本日は平成23年3月11日発生の東日本大震災から11年に当たります。震災により犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表しますため、黙祷をいたしたいと存じます。御起立願います。黙祷。

[黙祷]

議 長 黙祷を終わります。御着席ください。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び5番太田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、貸人が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第4条許可申請所有権8番に関連しております

3番、4番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、貸人が耕作するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、第三者が転用するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条許可申請所有権24番に関連しております。

9番、10番は、貸人が耕作するため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

11番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法3条許可申請所有権10番に関連しております。

12番は、第三者が転用するため、残存小作による貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条許可申請所有権6番及び農地法第3条許可申請地役権1番に関連しております。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

1番は、借り人の労力不足に伴い、農地法による貸借について返還を受けたものです。この後、新たな借受人との契約が検討されております。

2番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による貸借について返還を受けたものです。農地法第4条許可申請6番、農地法第5条許可申請所有権13番に関連しております。

3番は、借り人の労力不足に伴い、農地法による貸借について返還を受けたものです。この後、新たな借受人との契約が検討されております。

4番、5番は、借り人を変更するため農業経営基盤強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

6番は、借り人を変更するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

7番は、第三者が転用するため農地法による貸借について返還を受けたものです。農地法第5条許可申請賃借権3番に関連しております。

8番は、借り人を変更するため、農地法による貸借について返還を受けたものです。

9番、10番は、借り人を変更するため、農業経営基盤強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、佃 俊子委員と私の2名で昨日3月10日に、現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して私から報告いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立豊学校北西400メートルに在り、退職後の収入確保のため不動産

業を営む法人に賃貸借する目的で、貸店舗の敷地造成として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道国分寺太田上町線に隣接し、交通の利便性が良く、貸店舗はドラッグストアを予定しており集客が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地造成用地を、利用する法人からの契約書等関連書類も提出され、農地法施行規則第47条で規定する「用途地域が定められている土地の区域内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。」に該当するものです。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、貸倉庫の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、転用地隣接の貸倉庫の経営が順調であり、この度拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が315.61平方メートルあります。

2番は、特別議案です。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地隣接の電気工事業を営む法人から駐車場利用の打診があり、自身も高齢により農業経営の縮小を考えていたことから、この度の要望に応じるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅に隣接する農地に増えた農機具を収納する倉庫を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が338.01平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が、542.01平方メートルとなり、非農家住宅転用可能面積500平方メートルを超えていますが、隣接に所有農地が無く、超過面積が42.01平方メートルで、農業上利用し難い狭小残地200平方メートル未満であり、問題ないと考えます。

5番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家財道具や農機具が増えたため宅地隣接に農業用倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,042.65平方メートルあります。

なお、併用宅地と合わせて敷地面積が1,092.65平方メートルとなり、農家住宅転用可能面積が1,000平方メートルを超えていますが、敷地には進入路の面積が約100平方メートルあり実質宅地面積は1,000平方メートル未満となり、問題ないと考えます。

6番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が自宅を建築し今まで利用してきましたが、この度、自己所有農地を売却するにあたり、測量を行った結果、屋根及び通路の一部が隣接農地に越境していることが判明したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が635.43平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

7番は、事務所及び物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、税理士事務所を経営する転用者が、事

務所を兼ねた住宅の老朽化に伴い住宅の隣接地に新たに建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が13.66平方メートルあります。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は高齢のため耕作が困難であり、周辺事業者から駐車場として借り入れ申し込みがあったため、貸駐車場用地として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知2番に関連しています。

9番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、親と同居している住宅が、子供の成長に伴い手狭になったため、農地とは認識せず隣接地に跨り住宅を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が366.26平方メートルあります。

10番は、車庫及び物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在の住宅敷地内には駐車場が無く、南隣の農地に車庫を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書4ページをお開きください。

11番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が家族の増加に伴い離れを建築したもので、相続の際に調査した結果、農地に越境したことが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が656.11平方メートルあります。

12番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋が手狭になったことから、父が自宅隣接地に納屋兼車庫を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和42年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が843.36平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、令和3年12月14日付けで、当初、13棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けておりましたが、南側の農地所有者とこの度売買協議が整ったことにより、農地転用区域を拡張する事業計画に併せて、工事完了日を令和7年4月30日まで期間延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

2番は、令和3年12月24日付けで、工場用地として転用許可を受けていましたが、食品熱交換装置の製造を既存の工場内で行い、完成品や部品を保管する倉庫を建築することでより効率的な作業が行えることから、転用目的を変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、平成31年2月21日付けで、19棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に9棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となっており、分譲住宅10棟が工事完了未了となっていることから、転用目的を特定建築条件付売買予定地に変更し、工事完了日を令和6年2月20日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

議案書6ページをお開きください。

4番は、令和3年7月13日付けで、受注した公共工事の現場近くで仮設の事務所・駐車場用地として、令和4年3月31日までの一時転用許可を受けていましたが、予定していた計画期間どおりに工事が進捗していないことから、工事完了日を令和5年2月28日まで期間延長するた

め許可後の事業計画変更申請するものです。

5番は、令和4年2月10日付けで、1棟の宿泊施設用地として転用許可を受けていましたが、敷地内で経営しているレストランがコロナ禍により経営が困難となっているため宿泊施設を増設するために転用区域を拡張し、新たに2棟の宿泊施設を建築する事業計画に併せて、工事完了日を令和6年3月31日まで期間変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権4番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成30年3月7日付けで、分譲住宅用地として農地法第5条の許可を受け、所有権を移転したものの、分譲の直営事業から撤退することとなり今後も分譲することが出来ず、また、農地に戻すことも困難であることから、今回、同業種を営む新たな承継者が分譲住宅用地として利用するため許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権4番に関連しています。

2番は、昭和63年8月26日付けで、非農家の自己住宅用地として農地法第5条第1項の許可を受け、所有権移転をしたものの、資金面等の関係により転用事業遂行が困難となっていたことから、一旦断念をしたものの平成15年4月25日付けで再度、子への貸住宅として農地法第5条の許可を受けました。しかしながら、子の仕事の関係により、今後、帰郷する目途がたたなくなり、転用事業の遂行が困難となっていたところ、新たな承継者が非農家の自己住宅として譲り受けた旨の要望があったことから、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。併用宅地が201.65平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の冨本委員から報告をお願いします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は7件ございまして、所有権が4件、賃借権が3件となっています。うち、所有権の1番、3番は、香川県農業会議の常設審議会の現地確認調査を実施しています。内容につきまして、所有権1番から3番までを私が報告し、4番及び賃借権1番から3番までを佃 俊子委員から報告申し上げます。

それでは、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立古高松南小学校の東に隣接し、令和3年12月14日付けで許可を受けている5条許可申請所有権の特定建築条件付売買予定地13棟の南隣りにあり、許可後の敷地を拡張し、区画と道路の形態も変更することとなったため、この度、転用申請を行うものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止を行う水路と従前に転用許可を受けた併用宅地等が5,650.78平方メートルあります。

5条許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立東部運動公園南西800メートルに在り、土木工事業を営む転用者が、事業拡大のため、資材の保管場所として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道塩江屋島西線に近く、本社事務所から5キロメートル以内であり、事業の効率化・利便性が図られ適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、高松市立川添小学校南900メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用

地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止を行う併用農道が63.57平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、佃委員が説明します。

佃 俊子委員 現地調査委員の佃です。4番からは私が説明します。

4番の申請地は、高松市立浅野小学校北西500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地はガソリン道に隣接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

続きまして賃借権について、御説明申しあげます。

5条特別議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾小学校東700メートルに在り、不動産リース業を営む転用者が、ホームセンターを核としたテナント運営を行う目的で、店舗、倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、東側が国道193号線バイパスに接し、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、市街地にも近く、一定集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が10,800.27平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立中央小学校北400メートルに在り、電気・通信・電子ならびに照明器具の製造、販売を主とする法人に、賃借するための事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、太田第2区画整理事業区域内にあり、都市計画道路木太鬼無線に面し、交通の便が良く、事務所用地とし

て事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、高松市立東植田小学校南1.4キロメートルに在り、土木建築業を営む転用者が、事業拡大に伴い、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近接し、交通の便が良く、また本社にも近く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用山林等が252.31平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

議 長 次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第7号のうち、所有権14番は、佃 俊子委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、佃 俊子委員に退出いただき上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いします。

事務局は、佃 俊子委員の退出の退出を誘導してください。

—— 佃 俊子委員退室 ——

それでは、所有権14番について、事務局の説明を求めます。

古免副主幹 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転案件の14番について、先に御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

14番は、現在借家住まいであるが、将来、子が生まれ住居が手狭となることから、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が建築基準法上の公衆用道路に接し、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が27.87平方メートルあります。

所有権14番についての説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、所有権14番について許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、所有権14番については許可することに決定いたしました。

それでは、佃 俊子委員の入室誘導をお願いします。

—— 佃 俊子委員入室・着席 ——

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

古免副主幹 引き続き、所有権移転案件を御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番の転用者は、自動車の販売修理業を営む法人で、現在、キャンピングカー部門を立ち上げキャンプブームで販売も好調となり、事業拡大により車両の展示や従業員用の駐車場が必要なことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2の1番は、通路を挟んだ2の2番の転用地に自己住宅を建築する農地転用に併せ、その敷地内で所有する自家用車の駐車場が手狭であることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2の2番は、現在借家住まいで住居が手狭となっていることから、義父所有の農地を譲り受

けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が236.06平方メートルあります。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側の開発道路を介して市道に接し、県道岩崎高松線に近く、周辺は教育施設が整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が696.48平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

5番の転用者は、建設業を営む法人の代表者で、事業が好調でトラック等の車両保有台数が増え既存の駐車場が手狭となっていることから、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道に接し、事務所からも近く作業効率の良い場所で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。併用宅地が461.96平方メートルあります。

6番の転用者は、退職後の老後の安定した収入を得るために貸介護老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に、南側が県道に接し、周辺は商業施設や公共交通機関も整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在り、利用者も見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,388.74平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

7番は、特別議案です。

8番の転用者は、安定した収入を得るためにアパート経営をしていますが、入居者や来客用の駐車場が敷地内で不足し、路上駐車等で近隣住民からも苦情が出ていたことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、既存の施設にも隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が984.09平方メートルあります。

9番は、特別議案です。

10番は、現在、借家住まいで、子が成長し住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、薬局・薬店を営む法人が、隣接する既存施設の駐車場が不足していることや薬品資材を置く必要があることから、新たな露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道に接し、主要地方道三木牟礼線へのアクセスも良く、既存の施設に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が408.05平方メートルあります。

12番の転用者は、農機具等のリサイクル業を営む法人の代表者で、現在、社屋敷地に事務所スペースが無いことから、この度、隣接地に自宅兼社屋を移転することになったが、自家用及び来客用の駐車場が無く、不便もあることから、車庫、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、本社と近接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

13番は、特別議案です。

議案書10ページを御覧ください。

15番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道に接し、国道193号線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が677.05平方メートルあります。

16番は、特別議案です。

17番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道に接し、国道193号線への交通の利便性も良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、建築塗装業を営む法人の代表者である転用者が、事業規模の拡大により、現在賃貸借している事務所や駐車場が手狭になったことから、法人への新たな貸事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に接し、県道檀紙鶴市線に近く、交通の利便性が良く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。併用雑種地が56平方メートルあります。

19番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、国道193号線への交通の利便性も良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が230.12平方メートルあります。

20番は、分家住宅の建築に伴い、建築基準法上の進入道路及び農機具を搬入するための通路を確保するため、共同施工により道路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用地南側で住宅への進入道路を確保することと農地所有者の農機具を搬入する道路と兼ねており、利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が383.32平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

議案書11ページを御覧ください。

21番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に、東側が県道高松善通寺線に接し、周辺は宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が240.50平方メートルあります。

22番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年頃に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.73平方メートルあります。

23番の転用者は、造園工事業を営む法人の代表者で、事業が好調でトラック等の車両保有台数が増え、既存の駐車場が手狭となっていることから、新たな露天貸重機・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、事務所からも近く、作業効率の良い場所で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

24番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び

南側が市道に接し、主要地方道高松善通寺線に近く、周辺は大規模な分譲住宅で宅地化が進み、教育施設も整備された住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

25番の転用者は、自己住宅を所有しているものの職業柄、来客が多く、現在の住居敷地内に自家用車を置く駐車スペースを含め手狭であることから、新たな非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、分譲地の敷地が狭く、近隣住民の自家用車や来客時などの駐車スペースが不足しており、不便を感じていることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

27番の転用者は、実家に転居後、知人から譲り受けた山林の管理のため、木や枝の間伐等を行う際の保管場所及び裁断作業を行うための場所が必要であることから、露天作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、譲り受けた山林に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線へのアクセスも良く、周辺は大規模な分譲住宅で宅地化が進み、教育施設・商業施設も整備された住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、現在、借家住まいで、子が生まれる予定であり住居が手狭となることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、周辺は住宅団地で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、教育施設も整備され、実家からも近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が201.65平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

続きまして、賃借権による案件を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番、2番は、特別議案です。

議案書13ページを御覧ください。

3番は、養蜂業を営む法人で、既存の店舗や施設の老朽化と同時に事業拡大に伴う新たな店舗兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、県道高松坂出線に近く交通の利便性が良く、既存施設や自宅と道路を挟んで隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

4番の転用者は、飲食店を営む法人で、コロナ禍によりレストランだけでは経営が成り立たなくなったことから、新たに宿泊施設を2棟増設する用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、3194番が東側、3187番2が西側の農道と接し、既存の施設と隣接しており利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が3,329.68平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更5番に関連しています。

5番の転用者は、土木工事業を営む法人で、事業が好調で保有する資材が増加しており、保管場所が手狭となっていることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道に、南側が市道に接し、利用する車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、主要地方道塩江屋島西線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,964.45平方メートルあります。

6番の転用者は、土木建築業を営む法人が、受注した公共工事に年間約30,000立方メートルの花崗土が必要であることから、一時転用地を含めて、隣接する山林から花崗土を採取するための用地として令和7年3月31日までの一時転用申請をし、転用後は農地を畑として復元利用するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線に近く、交通の利便性が良く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が8,771平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知12番、農地法第3条許可申請地役権1番に関連しています。

7番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借による案件を御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、不動産の所有、賃貸、管理業を営む法人が、業績が好調で新たに共同住宅の経営を行うため親族の農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、賃貸アパートを経営しており、これまでに多くの入居者から駐車場を増やしてほしいとの要望があったことから、親族の農地を借り受けて、露天貸駐車場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が414.01平方メートルあります。

3番の転用者は、賃貸アパートを経営していますが、経営しているアパート周辺で入居希望の問合せや要望が多くあることから、親族の農地を借り受けて、新たに共同住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が826.71平方メートルあります。

4番は、借家住まいであるが、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、借家住まいであるが、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に接し、義父宅からも近く、面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が141.32平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

7番は、木工業を営む法人で、自宅兼作業場が手狭となっていたことから、新たに作業所・倉庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に接し、本店事務所・作業所と隣接しており利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和39年に建築済ですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が184.65平方メートルあります。

8番は、現在借家住まいであるが、定年退職後は地元へ帰郷し、実家近くで農業に専念することから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、農業にも専念できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権24件、賃借権4件、使用貸借8件、計36件について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

なお、議案第8号のうち、所有権4番及び使用貸借1番は、佃 俊子委員に関する案件であり、「農業委員会に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、佃 俊子委員に退出いただいた上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いいたします。

事務局は、佃 俊子委員の退出の退出を誘導してください。

——— 佃 俊子委員退室 ———

それでは、所有権4番及び使用貸借1番について、事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転4番及び使用貸借1番について御説明申しあげます。

議案書15ページの4番を御覧ください。

4番は、相手方の要望により、新規営農を希望する譲渡人に譲り渡すもので、取得後はハウレンソウを栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たしております。

次に、議案書17ページの1番を御覧ください。

1番は、新規営農を希望する借受人が、3年間借り受けてハウレンソウを栽培するものです。農地法第3条許可申請所有権4番に関連しております。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転1件、使用貸借1件御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権4番及び使用貸借1番について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、所有権4番及び使用貸借1番については許可することに決定いたしました。

それでは、佃 俊子委員の入室誘導をお願いします。

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

田山主査 引き続き、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転その他案件を御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後はニンニクを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足のため、新規営農を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が高齢のため農業経営を縮小しようとするため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、2月1日付け競売買受適格証明書により高松地方裁判所における特別売却に参加し、2月17日に買受の申出をした譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書16ページを御覧ください。

8番、9番、10番、11番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は8番は柿、9番はミカン、10番、11番は野菜を栽培するものです。また、10番は、農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連しております。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権設定について御説明いたします。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、山林の花崗土採取のため、申請地に排水管を埋設することから、地役権を設定するものです。農地法第18条第6項通知12番及び農地法第5条許可申請賃借権6番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転10件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、昭和62年ごろから、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番、3番、4番は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、特例適用農地とする筆、全て適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

向谷農政課長補佐 議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

令和4年2月25日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、変更しようとする土地の所在・面積及び除外後の用途で、各地区順に3ページまで記載されております。

4ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び総面積が記載されております。右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の合計件数は10件、合計面積は2,797.85平方メートルでございます。

以上、議案11号について御審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページをお開きください。

令和4年1月17日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。

令和4年1月14日付けで香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものによる意見

照会でございます。

5ページをお開きください。

位置図を付しています。

申請地は、高松市立東植田小学校から南西約1キロメートルの山間部に位置する東植田町の山林等、合計面積1.9669ヘクタールです。土地開発行為の目的は約8,400立方メートルの花崗土の採取、その後、資材置場用地造成、一部農地復旧を行うものです。

開発計画の内容は3ページに記載のとおりで、防災施設関係として暗渠工・水路工・法面緑化工・沈砂池の施工を計画しているものです。

6ページ以降には、14条地図写し、土地利用計画図、切土量実施設計、工程表を付しています。

令和4年2月18日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、開発区域内及び周辺に農地があることを確認しました。また、開発区域内の農地に関しては、現在、農地法第5条第1項に係る許可申請中です。

高松市長には、下段番号5の案のとおり「開発区域内の農地に関しては、農地法に規定する転用許可を受けた後、開発行為に着手すること。また、開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり、意見を決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号は、原案のとおり意見を決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

利用権設定の申出書につきましては、例年農業相談会において受付を行っているところですが、御承知のとおり、新型コロナに対するまん延防止等重点措置区域とされたことにより、1月の相談会は、計画していた9会場の内、後半の4会場は中止となりました。

このようなことから、相談会以外に農業委員・推進委員を通じて農業者の方から提出いただいた申出書や、総合センター・支所・出張所を經由して事務局へ送られて来た申出書などを取りまとめ、農用地利用集積計画の素案としております。

この集積計画を策定するにあたり令和4年3月3日付けで、高松市長より農業委員会の決定

を求められているものです。なお、高松市の公告予定日は3月31日となっております。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページの総括表を御覧ください。

これが全体の合計で、一番下の申出件数の欄を見ていただきますと、貸借期間3年が162件、6年が233件、10年が71件、15年は0件、20年が6件の合計472件となっており、面積は合計で121万1,444.00平方メートルとなっております。

3ページと4ページの表は2ページの表の内訳になっています。3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が279件、面積が70万6,306.00平方メートルです。

4ページの表が、香川県農地機構を通じた貸借で、件数が193件、面積が50万5,138.00平方メートルとなっており、面積比較で今回の農地集積の41.7パーセントが農地機構を利用したものとなっています。

以下、5ページから23ページまでが農業委員会による相対での貸借の明細表で、25ページから38ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっています。

なお、明細書の24ページ、番号9001番の案件については、権利の種類が所有権移転となっておりますが、これは農業経営基盤強化促進法第7条に定められた「農地中間管理機構の特例事業」によるもので、農地法3条の許可を必要としない農地の所有権移転です。

対象農地は、香南町由佐の音谷池の堤の下の農地で、10月の定例総会で4人の所有者から香川県農地機構が買い上げることに御承認をいただき、所有権移転登記を済ませていたものですが、今回、その農地を香川県農地機構から塩江町の農業法人へ売り渡すものです。

この特例事業を実施するにあたっては、去る1月28日、香南町コミュニティセンターにおいて、香南町地区の河田農業委員さんと藤澤農業委員さんの2名の立ち会いのもと農地等利用調整会議を開催し、香川県農地機構と買受者との間で土地代金の払い込み時期や諸手続きについての調整が行われております。

以上、議案第13号、農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号は原案どおり決定することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第14号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号 農用地利用配分計画(案)について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和4年2月17日付で、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は3月

29日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページと3ページの明細書を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

番号1番から9番の中山町の農地については、これまで個人で借受けしていた方が法人化したための変更手続きであり、実質的な耕作者は変わっておりません。

番号10番から33番までの香南町の農地については、地域の担い手が農地を集約するための農地トレードによるものです。

以上、議案第14号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言が無いようがありますので、議案第14号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号については異議のない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

南事務局長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和4年2月5日から令和4年3月7日分まででございます。

まず、許可件数ですが、1月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が8件、2月議決分といたしまして4条が4件、5条が17件、合計で4条が5件、5条が25件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、2月議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、合計で4条が0件、5条が15件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

7月議決分、1件は許可となっています。

2ページを御覧ください。

2月分議決分の許可保留はありません。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。

4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。

1 1月議決分、1件は、許可となっています。

1 2月議決分の使用貸借権2番が道路工事承認未了により、現在、許可保留となっています。

1月議決分の所有権5番が、開発許可未了により、12番、14番が開発許可、道路工事承認未了により現在、許可保留となっています。

4ページを御覧ください。

1月議決分の所有権23番が、開発許可、道路工事承認未了により、25番、30番、37番が開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

5ページを御覧ください。

2月議決分の所有権3番、6番、賃借権2番、3番が開発許可、道路工事承認未了により、所有権8番が開発許可未了により、現在、許可保留となっています。

6ページを御覧ください。

すべて許可となっています。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時53分 閉会